

発農水第408号  
令和7年2月4日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

七尾市長 茶谷 義隆

市町村名 (市町村コード)	七尾市 (17202)
地域名 (地域内農業集落名)	池崎地区 (池崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・池崎地区の主要な農地は、(農)Aがほぼ集積、集約し、営農している。
- ・米の生産ばかりではなく、西洋南瓜の生産に取り組んでいる。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・米を主要作物としつつ、新たな作物の導入などを実践し、米に次ぐ大きな収入源となるものを見つけ出し、その栽培方法を確立する。
- ・(農)Aが地区内の農地をほぼ集積、集約しているが、個人農家は可能な限り現状を維持しつつ、何らかの事情で耕作の継続ができなくなった場合、担い手へ集積していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

ほ場整備後の農地、日本型直接支払交付金を活用し地域で保全管理に務めている農地、およびその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

今後も担い手を中心に集積を進め、団地面積の拡大を農業委員、農地最適化推進員と調整し、農地バンクを通じて進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

所有者の貸付け意向があり、担い手も借り入れる意向があれば、農地バンクを通じて集積していく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

すでに基盤整備事業に取組み済 R2年度完了

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な人材を募り、意向を踏まえながら担い手として育成することに努める。また、地区間の担い手同士で協力体制が取れるか意見交換していく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる作業を受託する業者があれば必要に応じて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵等の整備を進めていく。

⑦日本型直接支払交付金を活用し、地域で農地保全・管理に務める。